

九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替促進事業企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

この要項は、「九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替促進事業企画運営業務委託」を行う事業者を、公募型プロポーザル方式（書面審査）により選考するための手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。以下同様。）は、家庭部門での二酸化炭素排出量削減を目的として、家庭での電気使用量が多いエアコン又は電気冷蔵庫について、省エネ家電への買替を啓発する「九都県市省エネ家電買替キャンペーン」を実施するとともに、高効率給湯器への買替を啓発する「九都県市高効率給湯器買替キャンペーン」を同時実施する。

3 委託業務

- (1) 件 名 九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替促進事業企画運営業務委託
- (2) 内 容 別紙「九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替促進事業企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 納 期 (ア) 当選者への賞品発送 令和6年2月29日（木）
(イ) 事業実施報告書 令和6年3月15日（金）
- (4) 委託料 12,988,309円（消費税込）を上限とする。
なお、業務委託料は全ての業務が完了した後に支払うこととする。

4 応募資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること。
- (3) 仕様書に示す業務を履行する能力があること。
- (4) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構

成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

- (8) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

5 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和5年8月23日（水）
- (2) 質問書の受付 令和5年8月30日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 参加意思表明書等の受付 令和5年8月30日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 質問に対する回答 令和5年9月5日（火）（予定）
- (5) 企画提案書等の受付 令和5年9月14日（木）午後5時まで（必着）
- (6) 最優秀提案書の通知 令和5年9月25日（月）（予定）

6 応募の手続き

- (1) 参加意思表明書等の提出

参加希望者は、参加意思表明書等を提出すること。提出がない者の参加は認められない。

ア 提出書類

- (ア) 参加意思表明書（様式1）
- (イ) 団体・会社概要書（様式2）

イ 提出期限 令和5年8月30日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

エ 提出先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 企画グループ
電話 045-210-4076
メールアドレス cn_kikaku.v3mw@pref.kanagawa.lg.jp

- (2) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア 受付期間 令和5年8月30日（水）午後5時まで

イ 質問方法 質問書（任意様式）を電子メールで送信すること。

※ 件名に【質問：九都県市省エネ家電及び高効率給湯器買替促進事業企画運営

業務委託に係る公募型プロポーザルについて】と明記すること。

ウ 提出先 神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 企画グループ
メールアドレス cn_kikaku.v3mw@pref.kanagawa.lg.jp

エ 回答方法 電子メールで回答する。

※ 質問書に対する回答は、すべての質問をまとめて、令和5年9月5日（火）
（予定）に、参加意思表明書を提出した全員に回答する。

（3） 企画提案書等の提出

ア 提出書類

（ア） 企画提案書 2部（正本1部、副本1部（写し可）） A4判15枚以内

【記載方法】

7（2）の評価基準に基づき評価できる内容を、各キャンペーンごとに記載すること。
主な記載事項は次のとおり。

○ 業務遂行能力

- ・ 業務実施体制、想定スケジュール

○ 周知広報

- ・ 各キャンペーンで周知広報を行う販売店舗等
- ・ ポスターおよびチラシのデザイン
- ・ 啓発物品の内容および作成数

○ 賞品の選定

- ・ 当選者数および賞品の内容
- ・ 各賞品の金額および賞品総額

※ 各賞品は1点10万円以内とすること。また、賞品総額は景品表示法に基づく一般懸賞に関する景品規制の限度額以内とし、それを計算式等で示すこと。なお、キャンペーンの応募件数は各省エネ家電買替キャンペーンは1,250件、高効率給湯器買替キャンペーンは250件を見込んでいる。

○ 運営

- ・ 応募用紙および入力フォームのイメージ
- ・ 問合せへの応答体制
- ・ 個人情報の管理方法

【留意事項】

提出する報告書については、令和4年度に実施した九都県市省エネ家電買替キャンペーンの報告書と同程度の内容の記載が必要となるため、対応できる人員・経費等を考慮すること。

<参考：令和4年度九都県市省エネ家電買替キャンペーン報告書>

http://www.tokenshi-kankyo.jp/eco-recycle/pdf/20230406_jissi_kekka.pdf

(イ) 企画提案書の電子データ（PDF形式）

(ウ) 見積書 1部（積算内訳添付）

イ 提出期限 令和5年9月14日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで） ※ ただし、企画提案書の電子データは電子メールで提出。

エ 提出先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 企画グループ
メールアドレス cn_kikaku.v3mw@pref.kanagawa.lg.jp

オ その他

(ア) 企画提案書の作成に係る経費については、提案者の負担とする。

(イ) 企画提案は各社1案とし、提出された企画提案書は返却しない。

(ウ) 企画提案書は、審査終了後、公表されることがある。

(エ) 事故等について九都県市では責任を負わない。書類の不備により受理できない場合も同様とする。

7 選考方法

(1) 九都県市首脳会議環境問題対策委員会内に設置する、選考委員会において審査を行う。

(2) 評価基準については、以下のとおりとする。

項目	評価基準
業務遂行能力	・業務を効果的、効率的に遂行するための人員配置等がなされているか。 ・実現可能な内容が示されているか。
周知広報	・ポスター、チラシ、啓発物品はキャンペーン促進に効果的かつ脱炭素ライフスタイルへの行動変容につながる内容か。 ・啓発物品は環境に配慮したものか。
賞品の選定	・キャンペーン促進に効果的な魅力ある賞品を選定しているか。 ・環境への影響を考慮しているか。 ・景品規制に抵触する1点10万円を超える賞品を選定していないか。また、景品表示法に基づく一般懸賞に関する景品規制の限度以内か。 ・賞品総額や当選者数は各キャンペーンの対象製品販売台数等を鑑みて適切か。
運営	・応募用紙（チラシ裏面）及び入力フォームは分かりやすく作成可能か。 ・住民及び販売店舗からの問合せへの対応は十分か。 ・個人情報 は適正に管理されるか。
積算内容の妥当性	・見積りが業務内容に見合っており、適正であるか。

委員採点：各項目、0から5点まで1点単位で採点する。（最高点が5点）

- (3) 審査方法については、以下のとおりとする。
- ア 採点者毎にそれぞれの企画案について合計点を求め、最高点を獲得した企画案に1票が入る。
 - イ 票を最も多く獲得した企画案に決定する。
 - ウ 最多票数の企画案が複数ある場合には、それらの企画案について、再度1回に限りア～イの審査を行う。
 - エ ウによっても優劣がつかない場合には、最多票数の企画案の中で見積金額が一番低い企画案に決定する。
 - オ エによっても企画案が決定しない場合は、くじ引きにより決定する。
 - カ 応募した者が1者の場合は、上記と同様に審査を行い、採点者の平均得点が15点以上となった場合に採用とする。
- (4) 応募した者が、次の事項に該当した場合は、失格とする。
- ア 参加申込書、誓約書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合
 - イ 見積額が3(4)に記載する委託料を超過した場合
 - ウ その他、応募した者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると九都県市首脳会議環境問題対策委員会が判断した場合

8 結果通知について

令和5年9月25日(月)までに結果を通知する。(予定)

9 契約手続きについて

- (1) 選定された提案者と、随意契約により本業務委託の手続きを行う。
- (2) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行ったうえで見積書を提出し、発注者が委託上限額の範囲内で別途算定した予定価格内であった場合に、契約締結となる。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合や、見積額が予定価格を超えていた場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行う。

10 事務を担当する所属

担当：神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

企画グループ 元茂・田向・川畑

電話：045-210-4076

メール：cn_kikaku.v3mw@pref.kanagawa.lg.jp